

川西町地域振興拠点施設整備基本設計町民ワークショップ設置要綱

川西町告示第12号
令和4年2月8日

(設置)

第1条 川西町地域振興拠点施設整備に係る基本設計に町民の意見を反映させ、中心市街地のにぎわいづくりの拠点施設とするため、川西町地域振興拠点施設整備基本設計町民ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、親しみやすく、にぎわい拠点づくりの実現のため、施設の基本設計に関し検討し、意見、助言等を行う。

(組織)

第3条 ワークショップは、委員30名程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 各地区からの推薦による者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 公募による者

3 町長は、必要と認めるときは、ワークショップに町職員を参加させることができる。

(任期)

第4条 ワークショップ委員の任期は、委嘱の日から令和4年7月31日までとする。

(コーディネーター)

第5条 ワークショップを管理するため、コーディネーター1名を置く。

2 コーディネーターは、識見を有する者の中から町長が委嘱する。

3 コーディネーターは、ワークショップの全体の進行及び必要な事項のとりまとめを行う。

(招集)

第6条 ワークショップは、町長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をワークショップに出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 ワークショップの庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年7月31日をもって効力を失う。